

鋼船規則

規則

〇編

作業船

2020 年 第 1 回 一部改正

2020 年 6 月 30 日 規則 第 25 号

2020 年 1 月 22 日 技術委員会 審議

2020 年 6 月 11 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

〇 編 作業船

改正その 1

11 章 洋上風力発電設備設置船

11.7 機関

11.7.1 一般*

-1. 当該船舶の主機，動力伝達装置，軸系，プロペラ，主機以外の原動機，ボイラ等，焼却設備，圧力容器，補機，管装置，制御装置及び甲板昇降装置（以下，本章において機関という）は，**D 編**各章の該当規定によるほか，本 **11.7** の規定によらなければならない。

-2.を次のように改める。

-2. 最大搭載人員の多い船舶のデッドシップ状態からの復帰については，前-1.に加え，~~**D 編 22.2.1 4.(1)**~~を適用する場合に特別な考慮を払わなければならない。

11.8 電気設備

11.8.1 一般*

-1. 電気設備は，**H 編**各章の該当規定によるほか，本 **11.8** の規定によらなければならない。

-2.を次のように改める。

-2. 最大搭載人員の多い船舶の主電源設備及び非常電気設備については，前-1.に加え，~~**H 編 6.2.7 1.**~~を適用する場合に特別な考慮を払わなければならない。

-3.を削る。

~~-3. 最大搭載人員の多い船舶の非常電気設備については，前-1.に加え，**H 編 6.2.11**を適用する場合に特別な考慮を払わなければならない。~~

附 則（改正その1）

1. この規則は、2020 年 6 月 30 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前 2.にかかわらず、申込みがあれば、この規則による規定を施工日前に建造契約が行われた船舶に適用することができる。

11 章 洋上風力発電設備設置船

11.11 から 11.14 を 11.12 から 11.15 に改め、11.11 として次の 1 節を加える。

11.11 ヘリコプタ施設

11.11.1 一般*

-1. ヘリコプタ施設については、その構造及び設備等は次の(1)から(7)に示す各規定を準用しなければならない。

(1) ヘリコプタ荷重：P 編 3.2.7

(2) ガードレール：P 編 9.3.1-2.

(3) ヘリコプタ用燃料油装置の隔離：P 編 11.1.4-10.

(4) ヘリコプタ甲板の非常照明：P 編 12.2.3-3.

(5) 防火構造及び脱出設備並びに消火設備：R 編 18 章及び P 編 15.2.15(10)

(6) ヘリコプタ施設：P 編 17 章

(7) 運航手引書の備え付け：R 編 18.8.1

-2. 前-1.(7)の運航手引書を含む、ヘリコプタ施設に関連するオペレーションマニュアルの記載事項等については P 編 18 章を参照すること。

~~11.12~~ 11.12 安全設備

~~11.12.1~~ 11.12.1 一般

-1. 安全設備は、安全設備規則各章の該当規定によらなければならない。

-2. 甲板昇降型船舶にあつては、P 編 16 章を準用する。

-3. 推進機関を有しない船舶にあつては、安全設備規則 1 編 1.1.1-2.を適用し、安全設備規則各章の規定の一部又は全部の適用を免除することがある。ただし、この場合、国内法規にも適合しなければならないことに注意する必要がある。

~~11.13~~ 11.13 無線設備

~~11.13.1~~ 11.13.1 一般

-1. 無線設備は、無線設備規則各章の該当規定によらなければならない。

-2. 推進機関を有しない船舶にあつては、無線設備規則 1.1.4 を適用し、無線設備規則各章の規定の一部又は全部の適用を免除することがある。

~~11.14~~ 11.14 居住衛生設備

~~11.14.1~~ 11.14.1 一般

-1. 居住衛生設備は、居住衛生設備規則各章の該当規定によらなければならない。

-2. 推進機関を有しない船舶にあつては、居住衛生設備規則 1.1.1-2.を適用し、居住衛生

設備規則各章の規定の一部又は全部の適用を免除することがある。

11.415 揚貨設備

11.415.1 一般

揚貨設備は、**揚貨設備規則**によるほか、本会の適当と認めるところによる。

11.415.2 揚貨設備の支持設備

ブームレスト等の揚貨設備の支持設備は、風荷重並びに船体の運動及び傾斜による付加荷重に耐え得るよう適切に設計されなければならない。

附 則（改正その2）

1. この規則は、2020年6月30日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

鋼船規則検査要領

○ 編

作業船

要
領

2020 年 第 1 回 一部改正

2020 年 6 月 30 日 達 第 16 号

2020 年 1 月 22 日 技術委員会 審議

2020 年 6 月 30 日 達 第 16 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

〇 編 作業船

改正その 1

〇11 洋上風力発電設備設置船

〇11.8 電気設備

〇11.8.1 を次のように改める。

〇11.8.1 一般

規則 〇 編 11.8.1-2. ~~及び 3.~~ にいう「特別な考慮」とは、本会が適当と認める対策（例えば、最大搭載人員が多いことにより生じるリスクの分析及びその対応）を講じることをいう。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2020 年 6 月 30 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前 2.にかかわらず、申込みがあれば、この達による規定を施工日前に建造契約が行われた船舶に適用することができる。

11 章 洋上風力発電設備設置船

O11.11 として次の1節を加える。

O11.11 ヘリコプタ施設

O11.11.1 一般

規則 O 編 11.11.1-1.(5)の適用上, 規則 R 編 18 章により要求される泡消火装置に使用するポンプを消火ポンプと兼用する場合には, 当該泡消火装置が要求される放出率において作動するときに, 消火主管から, 要求される圧力で要求される条数の射水が同時に得られるようにすること。規則 O 編 11.10.1-2.で要求する甲板昇降型船舶の水中ポンプから当該泡消火装置に給水する場合においてもこれを準用する。

附 則 (改正その2)

1. この達は, 2020 年 6 月 30 日 (以下, 「施行日」という。) から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては, この達による規定にかかわらず, なお従前の例による。